

## 地方独立行政法人山梨県立病院機構中期目標（素案）

### 前 文

県立病院は、県民の健康と生命を守る県の基幹病院として、これまで時代の要請に応じた高度、多様な医療を提供し、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしてきたところである。

県立中央病院は、急性期医療を提供する本県医療の基幹病院として、救命救急センター、総合周産期母子医療センター等を備えるとともに、都道府県がん診療連携拠点病院や基幹災害拠点病院に指定されるなど、公的医療機関でなければ対応困難な高度・特殊・先駆的医療を実施し、県民の健康回復、保持、増進に貢献してきた。

県立北病院は、本県の精神科医療の基幹病院として、精神科救急・急性期医療や児童青少年精神科医療、民間精神病院では対応困難な患者の受け入れ、デイケア、訪問看護など、診療機能の多様化、高度化を進め、高度で専門的な医療を継続的に提供する体制を整え、県民の医療ニーズに応えてきた。

近年、急速な高齢化の進展や生活習慣の変化による疾病構造の変化、医療技術の進歩等に伴う医療ニーズの多様化・高度化、安心・安全な医療や医療の質への関心の高まりなど医療環境は急速に変化している。

また、全国的な医師不足や国の医療制度改革などにより、県立病院を取り巻く状況は、経営状況を含め、厳しさを増している。

このため、県立病院を経営責任が明確で、より自主的で柔軟な業務運営が可能となるとともに、県の医療政策として求められる医療（以下「政策医療」という。）もしっかりと確保できる経営形態である地方独立行政法人に移行することとし、県立中央病院及び県立北病院を一体として運営する地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「病院機構」という。）を設立することとしたところである。

今後も、県の基幹病院としての役割を引き続きしっかりと果たしていくため、医療の質の一層の向上と経営基盤の強化が求められる。

この中期目標は、病院機構の業務運営の目標や方向性を示すものであり、病院機構は、政策医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与していくことを強く求めるものである。

### 第1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。

### 第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。

#### 1 医療の提供

県立病院として担う政策医療を安定的に提供するとともに、医療の質の向上に努め、

県民に信頼される医療を提供すること。

(1) 政策医療の提供

救命救急医療や総合周産期母子医療、精神科救急・急性期医療や児童思春期精神科医療など他の医療機関では対応が困難であるが、県民生活に欠くことのできない政策医療を提供し、本県の基幹病院としての役割を担うこと。

また、がんやエイズ、感染症など県の拠点病院に指定されている疾病について重点的に取り組み、本県医療水準の向上に先導的な役割を果たしていくこととし、併せて心神喪失者等医療観察法に基づく医療の提供を進めること。

(2) 県民に信頼される医療の提供

医療安全対策の徹底を図るなど、県民・患者の視点に立ち、県民ニーズを踏まえた信頼される医療を提供すること。

(3) 質の高い医療の提供

専門的知識と技術の向上に努めるとともに、優秀な、医師・看護師等（以下「医療従事者」という。）の確保を図ることなどにより、先駆的で質の高い医療を提供すること。

## 2 医療に関する調査及び研究

県立病院で提供する医療の質の向上、県内の医療水準の向上、県民の健康の確保及び増進、また、新たな医療技術への貢献のため、調査及び研究に取り組むこと。

## 3 医療に関する技術者の研修

優秀な医療従事者の確保と育成を図るとともに、県内の医療水準の向上のため、他の医療機関と連携して研修の充実に努めること。

(1) 医療従事者の研修の充実

医療従事者の知識・技術の向上を図り、また、医療従事者に魅力ある病院となるよう研修の充実に努めること。特に医師不足に対応するため、研修体制の充実を図り、臨床研修医や専修医の受け入れに努めること。

(2) 県内の医療水準の向上

他の医療機関等の医療従事者に対し、県立病院の持つ知識や技術を研修・実習等により普及し、県内の医療水準の向上を図ること。また、医療従事者養成機関等の実習の受け入れ等、本県医療の未来を担う医療従事者の育成に協力すること。

## 4 医療に関する地域への支援

本県の基幹病院として、他の医療機関と密接な連携を通じて、県民に良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。

(1) 地域医療機関との協力体制の強化

他の医療機関との協力のもと、病病・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築すること。

(2) 地域医療への支援

医療従事者に対する研修、医療機器等の共同利用の促進など、地域医療への支援を行うこと。

また、県立病院に必要な医師の確保を図るなかで、医師不足の公的医療機関への支援に努めること。

### (3) 社会的な要請への協力

県立病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的に協力すること。

## 5 災害時における医療救護

県民の安心・安全を守るために、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。

### (1) 医療救護活動の拠点機能

日頃から災害等に対する備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。

### (2) 他県等への医療救護の協力

他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力すること。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

医療の質の一層の向上と経営基盤の強化を図るために、自律性・機動性などに優れた地方独立行政法人制度を活かして、業務運営の改善及び効率化に努めること。

### 1 簡素で効率的な運営体制の構築

医療を取り巻く環境の変化に的確に対応でき、医療の質の向上と経営基盤の強化が図られる運営体制を構築すること。

### 2 効率的な業務運営の実現

病院機構が有する医療資源の有効活用や業務の見直しを行い、効率的な業務運営の実現を図ること。

### 3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減

良質な医療を安定的に提供できる経営基盤の強化を図るために、診療報酬改定への適切な対応や料金の定期的な見直しなど収入の確保に努めるとともに、費用対効果を検討する中で、費用の節減に努めること。

### 4 事務部門の専門性の向上

診療報酬体系等の病院特有事務に精通した職員を育成、確保することにより、専門性の向上を図ること。

### 5 経営参画意識を高める組織文化の醸成

業務に携わる全ての者が、組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有する中で、病院経営に対する責任感や使命感を持って積極的に業務改善に取り組む組織文化を醸成すること。

#### 6 誇りや達成感をもって働くことができる環境の整備

業務に対する誇りや達成感を日々実感しながら働くことができる環境が作り出され、医療従事者が魅力を感じる病院づくりを行うこと。

### 第4 財務内容の改善に関する事項

業務運営の改善及び効率化などを進め、中期目標期間内の経常収支比率を100%以上とすること。

### 第5 その他業務運営に関する重要事項

#### 1 保健医療行政への協力

県などが進める保健医療行政に積極的に協力すること。

#### 2 法令・社会規範の遵守

病院機構が、県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていくよう、法令や社会規範等を遵守すること。

#### 3 積極的な情報公開

運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。

## 中期計画の基本構成

**地方独立行政法人法**

(中期計画)

### 第二十六条

地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(料金及び中期計画の特例)

第八十三条 第二十三条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

中期目標の基本構成		中期計画の基本構成	
前文		前文	
第1	中期目標の期間	第1	中期計画の期間
第2	県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
第3	業務運営の改善及び効率化に関する事項	第3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
第4	財務内容の改善に関する事項	第4	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
		第5	短期借入金の限度額
		第6	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
		第7	剰余金の使途
		第8	料金に関する事項
第5	その他業務運営に関する重要事項	第9	その他業務運営に関する重要事項

## 中期計画項目案検討表

中期目標（素案）	中期計画 検討内容	
	項目案	具体的事例
前文（略）		
第1 中期目標の期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。	第1 中期計画の期間	平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。
第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。	第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 医療の提供 県立病院として担う政策医療を安定的に提供するとともに、医療の質の向上に努め、県民に信頼される医療を提供すること。  (1)政策医療の提供 救命救急医療や総合周産期母子医療、精神科救急・急性期医療や児童思春期精神科医療など他の医療機関では対応が困難であるが、県民生活に欠くことのできない政策医療を提供し、本県の基幹病院としての役割を担うこと。 また、がんやエイズ、感染症など県の拠点病院に指定されている疾病について重点的に取り組み、本県医療水準の向上に先導的な役割を果たしていくこととし、併せて心神喪失者等医療観察法に基づく医療の提供を進めること。  (2)県民に信頼される医療の提供 医療安全対策の徹底を図るなど、県民・患者の視点に立ち、県民ニーズを踏まえた信頼される医療を提供すること。  (3)質の高い医療の提供 専門的知識と技術の向上に努めるとともに、優秀な、医師・看護師等（以下「医療従事者」という。）の確保を図ることなどにより、先駆的で質の高い医療を提供すること。	1 医療の提供  (1)政策医療の提供 ①基幹病院としての役割分担 ②心神喪失者等医療観察法に基づく医療の提供 ③その他指定病院等としての役割分担  (2)県民に信頼される医療の提供 ①医療事故に関する情報の収集・分析 ②医薬品等に関する情報の的確な提供 ③患者との信頼・協力関係の構築 ④患者サービスの向上 ⑤診療情報の適正な管理 ⑥診療支援システム等の導入  (3)質の高い医療の提供 ①高度・専門・総合的な診療体制の充実 ②医療従事者の確保 ③医療の標準化と最適な医療の提供	○救急医療の充実 ・救命救急センターと診療科の連携 ・精神科救急・急性期医療の充実  ○がん治療の充実 ・外来化学療法室の整備 ・疼痛緩和治療の推進 ・緩和医療チームの充実  ○総合周産期母子医療センター機能の充実  ○心神喪失者等医療観察法に定める医療提供体制の整備  ○その他主な機能の役割分担 ・基幹災害拠点病院 ・第1種感染症指定医療機関 ・エイズ治療拠点病院 ・児童思春期精神科医療 等  ○医療安全対策スタッフの養成  ○入院患者への服薬指導の充実  ○インフォームド・コンセントの徹底  ○待ち時間の改善等  ○診療情報の適正管理と患者・家族への開示  ○電子カルテシステム等の整備  ○疾病別メディカルセンター化の推進  ○医師確保対策の強化 ○7対1看護体制の導入  ○クリニカルパスの推進（診療手順の標準化、平均在院日数の適正化） ○診断群分類包括評価(DPC)の導入

## 中期計画項目案検討表

中期目標（素案）	中期計画 検討内容	
	項目案	具体的事例
2 医療に関する調査及び研究 県立病院で提供する医療の質の向上、県内の医療水準の向上、県民の健康の確保及び増進、また、新たな医療技術への貢献のため、調査及び研究に取り組むこと。	2 医療に関する調査及び研究 ①新薬開発等への貢献 ②各種調査研究の推進	○治験への積極的取り組み ○院内研究会、学会における積極的取り組み
3 医療に関する技術者の研修 優秀な医療従事者の確保と育成を図るとともに、県内の医療水準の向上のため、他の医療機関と連携して研修の充実に努めること。  (1)医療従事者の研修の充実 医療従事者の知識・技術の向上を図り、また、医療従事者に魅力ある病院となるよう研修の充実に努めること。特に医師不足に対応するため、研修体制の充実を図り、臨床研修医や専修医の受け入れに努めること。  (2)県内の医療水準の向上 他の医療機関等の医療従事者に対し、県立病院の持つ知識や技術を研修・実習等により普及し、県内の医療水準の向上を図ること。また、医療従事者養成機関等の実習の受け入れ等、本県医療の未来を担う医療従事者の育成に協力すること。	3 医療に関する技術者の研修 (1)医療従事者の研修の充実 ①教育研修プログラムの充実等 ②看護師 ③医療技術職 (2)県内の医療水準の向上	○臨床研修プログラムの充実(プログラムの見直し、指導医の研修) ○精神科医師に係る後期臨床研修制度の導入 ○後期臨床研修医の育成 ○認定看護師等資格取得の促進 ○専門性に応じた研修等の推進 ○他機関医療従事者等の育成 ○研修、実習等の実施 ○医療従事者養成機関等の実習受け入れ
4 医療に関する地域への支援 本県の基幹病院として、他の医療機関と密接な連携を通じて、県民に良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。  (1)地域医療関係機関との協力体制の強化 他の医療機関との協力のもと、病病・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築すること。  (2)地域医療への支援 医療従事者に対する研修、医療機器等の共同利用の促進など、地域医療への支援を行うこと。 また、県立病院に必要な医師の確保を図るなかで、医師不足の公的医療機関への支援に努めるこ と。  (3)社会的な要請への協力 県立病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的に協力す ること。	4 医療に関する地域への支援 (1)地域医療関係機関との協力体制の強化 (2)地域医療への支援 (3)社会的な要請への協力	○地域医療支援病院としての機能の充実 ・共同診療 ・登録医制度 ○医療機器の共同利用 ○医師の受け入れ研修 ○地域医療従事者の研修 ○救急救命士の育成 ○看護養成機関等への講師派遣
5 災害時における医療救護 県民の安心・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。  (1)医療救護活動の拠点機能 日頃から災害等に対する備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。  (2)他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力す ること。	5 災害時における医療救護 (1)医療救護活動の拠点機能 (2)他県等の医療救護への協力	○山梨県地域防災計画に基づく基幹災害拠点病院としての患者の受け入れ ○山梨県地域防災計画に基づく災害医療チームの派遣

## 中期計画項目案検討表

中期目標（素案）	中期計画 検討内容	
	項目案	具体的事例
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 医療の質の一層の向上と経営基盤の強化を図るために、自律性・機動性などに優れた地方独立行政法人制度を活かして、業務運営の改善及び効率化に努めること。	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
1 簡素で効率的な運営体制の構築 医療を取り巻く環境の変化に的確に対応でき、医療の質の向上と経営基盤の強化が図られる運営体制を構築すること。	1 簡素で効率的な運営体制の構築	
2 効率的な業務運営の実現 病院機構が有する医療資源の有効活用や業務の見直しを行い、効率的な業務運営の実現を図ること。	2 効率的な業務運営の実現	
3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減 良質な医療を安定的に提供できる経営基盤の強化を図るために、診療報酬改定への適切な対応や料金の定期的な見直しなど収入の確保に努めるとともに、費用対効果を検討する中で、費用の節減に努めること。	3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減	
4 事務部門の専門性の向上 診療報酬体系等の病院特有事務に精通した職員を育成、確保することにより、専門性の向上を図ること。	4 事務部門の専門性の向上	
5 経営参画意識を高める組織文化の醸成 業務に携わる全ての者が、組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有する中で、病院経営に対する責任感や使命感を持って積極的に業務改善に取り組む組織文化を醸成すること。	5 経営参画意識を高める組織文化の醸成	
6 誇りや達成感をもって働くことができる環境の整備 業務に対する誇りや達成感を日々実感しながら働くことができる環境が作り出され、医療従事者が魅力を感じる病院づくりを行うこと。	6 誇りや達成感をもって働くことができる環境の整備	

## 中期計画項目案検討表

中期目標（素案）	中期計画 検討内容	
	項目案	具体的な事例
第4 財務内容の改善に関する事項 業務運営の改善及び効率化などを進め、中期目標期間内の経常収支比率を100%以上とすること。	第4 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画  1 予算 2 収支計画 3 資金計画  第5 短期借入金の限度額  1 限度額 2 想定される短期借入金の発生理由  第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画  第7 剰余金の使途  第8 料金に関する事項  1 使用料 2 手数料 3 使用料等の減免	
第5 その他業務運営に関する重要事項  1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力すること。  2 法令・社会規範の遵守 病院機構が、県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていくよう、法令や社会規範等を遵守すること。  3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。	第9 その他業務運営に関する重要事項  1 保健医療行政への協力  2 法令・社会規範の遵守  3 積極的な情報公開	